8-6-37-3

家庭内職の現状および内職補導行政について

昭和43年12月24日
労働省婦人少年局

1 内職の現状

(1) 内職者の実情

従来内職をするのは、所得のきわめて低い層であつたが、近年の経済、社会の変化にともない、内職についての性格はかなり変つてきている。最近では、よりよい生活に対する欲求が強まつていること、主婦の余暇が増大したこと、内職についての考え方が変つてきたことなどにより、所得が比較的高い層にも内職が普及するという傾向がみられるが、昭和42年5月現在の内職就業世帯の状況を、「昭和42年内職工賃調査」(紙製品、紙製容器、がん具スポーツ用品各製造業を対象)の結果でみると、世帯月収が6万円未満の者が73%を占めている。また、内職をする理由を、昭和41年12月現在の全国内職公共職業補導所登録者についてみると、「世帯主の収入が少ないから」(28%)、「小遣いがほしいから」(22%)、「特別に支出を要するから」(9%)などの家計補助的理由をあげる者が全体の7割強を占めている。

(2) 職種、年令

また、内職者の9割強が婦人で、その大部分が繊維工業、雑貨工業等の軽工業部門産業関連職種に従事している。内職者の年令構成は、昭和41年12月末の補導所登録者でみると、29才以下の者が39%で最も多く、次いで30才代の36%, 40才代の16%、50才代の6%, 60才以上の2%となつている。

(3) グループ就業

最近、グループを結成して、内職を行なう者が多くなつてきており、昭和41年12月末では、全国で約4,000の内職グループがあり、補導所登録者の約半数はいずれかのグループに所属している。

(4) 工賃、就業時間、日数

内職者の就業条件について昭和41年および42年の内職工賃調査の結果でみると次のとおりである。

対象産業	外衣製造業、その他の衣服繊維製品の廻り品製造業	紙製品製造業、紙製容器製造業、がん具スポーツ用具製造業
工賃月収額	7,600円	7,500円
1日就業時間数	6.3時間	5.6時間
月間就業日数	22日	21日
時間当り工賃	55円	67円
(実施時期)	(41年5月)	(42年5月)

(注) この時間当り工賃は、工賃月収額を月間総就業時間数(月間就業日数に1日平均就業時間数を乗じたもの)で除して算出したもの

工賃を職種別にみると、ミシンを使用する「紳士服縫製(時間当り94円)」、「作業衣縫製(87円)」や「陶土、化学物質製人形加工(129円)」「紙箱のりはり(97円)」など技能を要するものが高く、「子供服刺しゆう(42円)」、「ブラウスまつり(39円)」「荷札の針金とおし(38円)」「正札糸とおし(33円)」など単純な作業の工賃は低い。

(5) 内職者の要望

内職の問題について、内職者から提起されている意向を、昭和42年10月内閣総理大臣官房広報室が実施した「内職に関する世論調査」の結果でみると、現在就業している内職について、何らかの不満がある者は、対象者の約半数(49%)であり、その不満の内容は「工賃が安い」(不満がある者の70%、以下同様の割合を示す。)が最も多く、「委託量が一定せず忙しい時とひまな時の差が大きい」(27%)が次いで多く、そのほか「製品納期がきびしすぎる」(8%)、「材料が不足することが多い」(6%)、「工賃の支払いが不規則(遅れる)」(3%)などがあつた。また、内職問題について、国または地方公共団体に対して、何らかの要望をとくに挙げている者が44%あり、その要望内容は次のとおりであつた。

内職の相談やあつせんをしてくれる施設(内職公共職業補導所など)をふやしてほしい	61%
内職技術を教えてくれるところがほしい	34%

内職相談員を地域においてほしい	25%
仲介手数料の規制や指導をしてほしい	13%
業者（内職委託者）の指導をしてほしい	7%

（注）　この比率は、何らかの要望を挙げている者のうちの各要望事項要望者の割合である。

2　内職補導行政の現状

内職公共職業補導所は、家庭を離れて働きに出ることが困難な人びとに就業の機会を与え、内職に必要な技能を付与し、その就業条件の改善向上をはかる目的で、昭和30年から各都道府県において逐次設置されてきた。なお、最近では、人手不足にともなって、内職者が中小企業にとつて不可欠な労働力としての役割りを荷なつてきており、その面からも補導所の重要性が注目されている。

現在は、37都道府県に44所設置されており、3分の1の国庫補助で運営している。

内職補導行政の機構として42年度から新たに内職相談員を補導所管轄下の必要地域に配置する制度が発足し、現在、内職相談員は27道県に206人配置されている。

補導所の事業実績は、次のとおりである。

（単位 件数）

年度	相談	あっせん	苦情処理	情報提供	調査	巡回指導	技術補導	（補導所数）
40	401,621	134,601	1,655	5,251	140,951	6,910	64,052人	39所
41	462,414	145,687	1,609	7,550	152,729	7,593	67,242	41
42	488,551	150,401	1,478	6,892	179,137	9,976	72,574	43
（42年対前年比）	（5.3%）	（3.2%）	（△8.1%）	（△8.7%）	（17.3%）	（31.4%）	（7.9%）	—

3　今後の内職対策

(1)　内職職業補導事業の刷新強化

高技能職種の就業促進および作業能率の向上をはかるため技術補導を強化し、内職の求人、求職の需給関係が地域間で不均衡である現状にかんがみ需給調整業務を

とり入れ、あっせんを行なう内職についてその工賃を適正にするための工賃対策を強力に推進する等事業の機能の整備拡充をはかる。

(2) 内職公共職業補導所の増設

イ 方 針

○ 補導所未設置県の解消をはかるとともに、既設都道府県に対しては1県当り2所～5所の設置をはかる。

ロ 補導所設置5カ年計画

(単位 所数)

区 分	41年度までの計	才1年(42年度)	才2年(43年度)	才3年(44年度)	才4年(45年度)	才5年(46年度)	累 計(46年度末)
未設置県新設	36	1	1	4	2	2	46
既設県増設	5	1	1	0	2	4	13
計	41	2	2	4	4	6	59

(3) 内職相談員の増員

イ 方 針

○ 内職就業希望者234万人(40年「就業構造基本調査」)のうちの約100万人に対して内職相談に応じ得る数の内職相談員の配置をはかる。

ロ 内職相談員増員計画

(単位 人)

既配置(43年度)	才1年(44年度)	才2年(45年度)	才3年(46年度)	累 計(46年度末)
206	300	300	300	1,106

(4) 内職者に対する啓発、援助活動

家内労働に関する法律が施行された場合、内職者に対して活発な啓発、援助および指導活動を行なう。

内職に関する世論調査結果 要旨

（昭和42年10月現在調査）

昭和43年12月24日

労働省婦人少年局

（調査の概要）

この調査は、労働省の依頼により、内閣総理大臣官房広報室が、全国の人口10万人以上の都市に居住し、小学生以下の子どもを持つ婦人のうち、無作為抽出した約3,000人を対象に、昭和42年10月17日から23日までに、調査員による面接聴取の方法で、実施したものである。

（結果の概要）

1　内職就業動向について

対象者のうち、内職をしている者は9%であった。

これらの内職就業者の内職をする目的は、「生計費をまかなうため」「生計費を補うため」という者があわせて48%あり、このほか「子どもの教育資金づくり」「自分の小づかい稼ぎ」「不時の出費にそなえるため」などの経済的理由をあげる者は20%～30%であった。これに対し、「趣味や技能、余暇を生かすため」という者は25%であった。

また、今後も内職を続ける意向を持っている者は8割以上を占め、やめたいと考えている者は1割強であった。

一方、無職者（内職その他の職業をもっていない者）についてみると、今後内職をしたいという気持をもっている者が37%あり、また現在は無職であるが、過去に内職を経験したことがある者は27%であった。

2　内職就業の実態について

内職就業者の約半数が3年以上の内職経験者であり、現在就業している内職の種類は、「誰にでもできる仕事」が46%で最も多く、次いで「ある程度の技能や技術が必要な仕事」が38%であり、「特別な技能や技術が必要な仕事」という者は16%で少ない。

内職の発注者（委託者）は、製造業、卸小売業などの業者からという者が46%で最も多く、消費者（一般家庭、近所の人など）からという者が31%と次いで多く、

仲介人からの発注による者は11%である。

1カ月に何日ぐらい内職をしているかをみると、20日以上就業している者は71%であり、10日以下の短期就業者は9%であった。1日の就業時間は、4時間～6時間が最も多く（40%）、次いで2時間～4時間（33%）、6時間～8時間（12%）の順になっている。

1カ月の内職収入は、5千円までの者が約半数（47%）で、5千円から1万円までの者が33%，1万円以上の者が12%であった。

3　内職就業問題について

現在就業している内職について、何らかの不満がある者は約半数（49%）であった。不満の内容は、「工賃が安い」（不満がある者の70%。以下同様の割合を示す。）が最も多く、「委託量が一定せず忙しい時とひまな時の差が大きい」（27%）が次いで多く、そのほか「製品納期がきびしすぎる」（8%）、「材料が不足することが多い」（6%）、「工賃の支払いが不規則（遅れる）」（3%）などがあった。

内職をしていることによって「疲れる、肩がこる」ことを訴える者が多く、「けがをする」「有毒物の影響がある」者は、それぞれ全体の1%であった。

内職問題について、国または地方公共団体に対して、何らかの要望をとくに挙げている者が44%あり、その要望内容は次のとおりであった。

内職の相談やあっせんをしてくれる施設（内職公共職業補導所など）をふやしてほしい	61%
内職技術を教えてくれるところがほしい	34%
内職相談員を地域においてほしい	25%
仲介手数料の規制や指導をしてほしい	13%
業者（内職委託者）の指導をしてほしい	7%

（注）　この比率は、何らかの要望を挙げている者のうちの各要望事項要望者の割合である。